# 8-2 水環境

# 8-2-1 水質

# (1) 水の濁り

# 1) 調査

# ア. 調査の基本的な手法

調査項目	調査手法及び調査地点等
・浮遊物質量(SS)及び 流量の状況、気象の 状況、土質の状況	文献調査:公共用水域の水質測定結果等の文献、資料を収集し、経年変化を把握するため過去5ヶ年のデータを整理した。
	現地調査:浮遊物質量:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)に定める測定方法に準拠した。 流量:「水質調査方法」(昭和 46 年 9 月 30 日環水管 30 号)に 定める測定方法に準拠した。
	調査地域:対象事業実施区域及びその周囲の内、山岳トンネル、非常口 (山岳部)、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変 電施設、保守基地を対象に切土工等又は既存の工作物の除去、 トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係 る水の濁りの影響を受けるおそれがあると認められる公共用 水域とした。
	調査地点:調査地域の内、公共用水域の分布状況等を考慮し、浮遊物質量(SS)及び流量の現況を適切に把握することができる地点とした。
	調査期間:低水時及び豊水時の2回

# イ. 調査結果

# 7) 文献調査

文献調査の結果を表 8-2-1-1 及び表 8-2-1-2 に示す。

表 8-2-1-1 文献調査結果 (浮遊物質量 (SS))

地点		公共用	測定	類型			測定年度				
番号	水系	水域	地点	指定**	測	定項目	H19	H20	H21	H22	H23
01		秋山川	秋山川		SS	平均値	1	1	1	1	1
01		水田川	流末		(mg/L)	最小~最大	<1∼2	<1~1	<1∼3	<1∼2	<1~1
		相模川			SS	平均値	2	2	2	3	4
02	相模川	上流	大月橋	A	(mg/L)	最小~最大	<1∼18	<1~2	<1~4	<1~31	<1∼ 18
0.0		1.4%	大幡川		SS	平均値	2	1	1	2	1
03		大幡川	流末		(mg/L)	最小~最大	<1~6	<1∼3	<1∼3	<1∼4	<1~3
04		平等川	平等川	В	SS	平均値	13	13	19	20	19
04		半寺川	流末	D	(mg/L)	最小~最大	4~19	3~20	<b>4∼</b> 32	3~34	7 <b>∼</b> 29
05		濁川	濁川橋	С	SS	平均値	15	15	17	15	14
0.0		(四)/ [	(国)/11间	C	(mg/L)	最小~最大	4 <b>∼</b> 34	7 <b>∼</b> 34	7~40	7 <b>∼</b> 31	7 <b>∼</b> 23
		荒川			SS	平均値	3	3	4	3	3
06		下流	二川橋	В	(mg/L)	最小~最大	<1 <b>~</b> 7	<1 <b>~</b> 9	<1~ 16	1~7	<1~8
07		鎌田川	高室橋	В	SS	平均值	6	7	8	8	10
07	富士川		同主備	D	(mg/L)	最小~最大	$1 \sim 15$	2~24	2~15	2~21	3 <b>∼</b> 59
08	田上川	鎌田川	鎌田川	В	SS	平均値	13	13	14	14	15
00		郷田川	流末	Б	(mg/L)	最小~最大	4 <b>∼</b> 21	5 <b>∼</b> 23	4~36	5~24	5~29
09		笛吹川	桃林橋	A	SS	平均値	12	20	13	15	14
- 03		шУЛ	DUALLIN	71	(mg/L)	最小~最大	4 <b>∼</b> 31	3 <b>∼</b> 20	4~20	3~49	4 <b>∼</b> 24
			三郡西		SS	平均値	10	8	13	25	52
10		富士川 一部門		A	(mg/L)	最小~最大	1~44	2~21	2~45	1~210	2~
			Ilin			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					270
11		滝沢川	新大橋	В	SS	平均値	7	6	6	10	11
11		PE/ 1/1	カケレント日旬	Ъ	(mg/L)	最小~最大	2~16	2~25	2~16	2~29	1~30

注1.「〈」は未満を示す。

注 2. 類型指定は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)に基づく。

資料:「やまなしの環境 平成20年度~平成24年度」(山梨県森林環境部環境総務課)

# 表 8-2-1-2 文献調査結果(流量)

地点	水系	公共用	30000000000000000000000000000000000000		ī 🗆	測定年度				
番号	小	水域	側足地点	測定地点 測定項		H19	H20	H21	H22	H23
					低水流量	9. 98	_	_		_
01		笛吹川	桃林橋	流量 (m³/s)	渇水流量	5.06	_	_		_
	富士川				平均流量	19. 57	_	_		_
					低水流量	_	9.34	6. 23		_
02		釜無川	浅原橋	流量 (m³/s)	渴水流量	_	6.00	1. 69		_
					平均流量	16. 26	13.91	10.01		_

注 1. 低水流量とは 1 年を通じて 275 日はこれを下らない流量、渇水流量とは 1 年を通じて 355 日はこれを下らない流量であり、平均流量は日平均流量の平均である。

資料:「水文水質データベース」(平成25年6月現在、国土交通省河川局ホームページ)

# () 現地調査

現地調査の結果を表 8-2-1-3、表 8-2-1-4 及び表 8-2-1-5 に示す。

表 8-2-1-3 現地調査結果 (浮遊物質量 (SS) 及び流量の状況)

표 개				豊ヶ	<b>火</b> 時	低力	k時	₩Z 开山										
地点番号	市町村	水系	対象公共用水域	SS	流量	SS	流量	類型 指定										
留り				(mg/L)	$(m^3/s)$	(mg/L)	$(m^3/s)$											
01	上野原市	相模川	安寺沢川	< 1	0.076	<1.0	0.050	A**										
02	都留市	作作	高川	3	0.048	<1.0	0.0092	A**										
03	笛吹市		境川	1	0.015	<1.0	0.0029	A**										
04			笛吹川	4	14	5. 6	7.4	A										
05			濁川	14	1.8	7. 6	2. 0	С										
06	甲府市		蛭沢川	19	0.79	14	0. 18	A <sup>₩</sup>										
07	中州山		荒川	3	0.78	2. 2	0. 93	В										
08			流川	41	0. 11	120	0.027	В*										
09			鎌田川	16	0.80	21	1.1	В										
10			神明川	10	0.099	15	0.43	В*										
11	中央市		山王川	14	0.11	3.8	0. 24	В*										
12			常永川	10	0.074	12	0.39	A <sup>₩</sup>										
13		富士川	釜無川	11	14	3. 2	9. 0	A										
14	南アルプ		畠 上川	苗工川	苗 工/川	田 上/川	苗 上/川	苗 工/川	田 上/川	苗 上川	亩 ┴/川	油川	2	0.080	1. 2	0. 47	В*	
15	ス市												滝沢川	2	0. 25	1.4	0.45	В
16	V 111																	五明川
17			坪川	6	0.092	2.6	0.13	В*										
18			旧利根川	9	0.0032	<1.0	0.10	В*										
19	富士川町		戸川	1	0.33	<1.0	0. 26	A**										
20	苗 上川町		三枝川	2	0.091	<1.0	0.090	A**										
21			小柳川	3	0. 12	<1.0	0.10	A**										
22			早川 (新倉)	2	2.4	4.6	1.1	A**										
23	早川町		内河内川	3	0.68	3.8	0.32	A**										
24			早川(大原野)	4	2.9	<1.0	4. 3	A**										

注1.※:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)の環境基準を適用した。 類型指定のない河川は、合流する河川の類型指定を準用した。

表 8-2-1-4 現地調査結果(気象の状況)

地点	+-m+-	-l. 7	対象	豊水時		低水時		/±= ±z.																		
番号	市町村	水系	公共用水域	調査日	天候	調査日	天候	備考																		
01	上野原市	相模川	安寺沢川	H24. 8. 3	晴れ	H25. 1. 29	晴れ	調査結果																		
02	都留市	作快川	高川		晴れ	H25. 1. 23	曇り	に影響を																		
03	笛吹市		境川	H24.7.30	晴れ	H25. 1. 24	晴れ	及ぼす降																		
04			笛吹川		晴れ	H25. 1. 25	晴れ	水は確認																		
05			濁川	H24.7.31	晴れ	п25. 1. 25	晴れ	されなか																		
06	甲府市		蛭沢川		晴れ		晴れ	った。																		
07	山 W 山		荒川		晴れ		晴れ																			
08			流川		晴れ	H25. 1. 24	晴れ																			
09			鎌田川	H24.7.30	晴れ		晴れ																			
10			神明川		晴れ		晴れ																			
11	中央市		山王川		晴れ		晴れ																			
12			常永川		晴れ	H25. 1. 25	晴れ																			
13		宫 上 川	釜無川	H24.7.31	晴れ	п25. 1. 25	晴れ																			
14	南アルプ	富士川	苗工川	苗 上川	苗 上川	苗 上川	苗 上川	虽工川	苗 上川	畠工川	苗工川		鱼工川	鱼工川	苗 上川	苗 上川	苗 上川	备工川	备工川	<b>畠工川</b>	油川	Н25. 7. 9	晴れ		晴れ	
15	カカルノス市											滝沢川	H24.7.30	晴れ		晴れ										
16	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		五明川	Н25. 7. 9	晴れ		晴れ																			
17			坪川		晴れ	H25. 1. 24	晴れ																			
18			旧利根川		晴れ	1120. 1. 24	晴れ																			
19	富士川町		戸川	H24.7.30	晴れ		晴れ																			
20	鱼 上川町			三枝川		晴れ		晴れ																		
21			小柳川		晴れ		晴れ																			
22			早川(新倉)	H24. 7. 31	晴れ		晴れ																			
23	早川町		内河内川	п44. 7. 31	晴れ	H25. 1. 28	晴れ																			
24			早川(大原野)	H25. 7. 9	晴れ		晴れ																			

# 表 8-2-1-5 現地調査結果(土質の状況)

地点番号	市町村	水系	対象公共用水域	土質の状況
01	上野原市	+0 +4+ III	安寺沢川	砂、砂利
02	都留市	相模川	高川	砂、砂利、玉石
03	笛吹市		境川	砂利、玉石
04			笛吹川	砂、砂利、玉石
05			濁川	砂、砂利、玉石
06	甲府市		蛭沢川	砂、砂利
07	中羽 山		荒川	砂、砂利
08			流川	シルト、砂、砂利
09			鎌田川	砂、砂利
10			神明川	砂、砂利
11	中央市		山王川	滑床(コンクリート)
12			常永川	砂、砂利、玉石
13		富士川	釜無川	砂、砂利、玉石
14	南アルプ ス市	● 上/川	油川	砂、砂利
15			滝沢川	砂、砂利、玉石
16	/\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		五明川	滑床(コンクリート)
17			坪川	砂、砂利、玉石
18			旧利根川	砂、砂利、玉石
19	富士川町		戸川	砂、砂利、玉石
20			三枝川	砂利、玉石、巨礫
21			小柳川	砂利、玉石、巨礫
22			早川(新倉)	砂、砂利、玉石、巨礫
23	早川町		内河内川	砂、砂利、玉石、巨礫
24			早川(大原野)	砂、砂利、玉石、巨礫

## 2) 予測及び評価

#### ア. 切土工等又は既存の工作物の除去

#### 7) 予測

#### a) 予測項目等

予測項目	予測手法及び予測地域等
・切土工等又は既存の工 作物の除去に係る浮遊	予測手法:配慮事項を明らかにすることにより定性的に予測した。
物質量(SS)による影 響	予測地域:切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁りの影響を 受けるおそれがあると認められる地域とした。
	予測地点:予測地域の内、公共用水域の分布状況を考慮し、切土工等 又は既存の工作物の除去に係る水の濁りの影響を適切に予 測することができる地点を設定した。
	予測時期:工事中とした。

### b) 予測結果

切土工等又は既存の工作物の除去に係る地盤の掘削及び高架橋、橋梁並びに地上駅の施工等を含めた土地の改変に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水する。

さらに公共用水域内での工事の実施においては、止水性の高い仮締切工及び水路等の切回し等により、掘削による濁水が河川に直接流れ込まない対策を実施し、濁水は沈砂池等による処理のほか、必要に応じて法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理し、公共用水域へ排水することから、周辺公共用水域への水の濁りの影響は小さいと予測する。

#### () 環境保全措置

本事業では、計画の立案の段階において、「工事排水の適切な処理」について検討した。 さらに、事業者により実行可能な範囲内で、切土工又は既存の工作物の除去による水の濁 りに係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-2-1-6 に示す環境保全措置 を実施する。

表 8-2-1-6 環境保全措置(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁り)

環境保全措置	実施の 適否	適否の理由
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事に伴う改変区域を できる限り小さくする	適	工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の濁り の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
仮締切工の実施	適	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮締切工を行うことにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の濁りに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
水路等の切回しの実施	適	公共用水域内の工事に際し水路等の切回しを実施することにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の濁りに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。
処理装置の点検・整備 による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、 環境保全措置として採用する。

切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じて法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することを前提としており、予測の不確実性は小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

## エ)評価

#### a) 評価の手法

評価項目	評価手法
・切土工等又は既存の 工作物の除去に係る 浮遊物質量(SS)に よる影響	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解 を明らかにすることにより評価を行った。

#### b) 評価結果

#### ①回避又は低減に係る評価

本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁りの影響を低減させるため、 表 8-2-1-6 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内 で回避又は低減が図られていると評価する。

## イ. トンネルの工事

#### 7) 予測

#### a) 予測項目等

予測項目	予測手法及び予測地域等
・トンネルの工事に係る 浮遊物質量(SS)によ	予測手法:配慮事項を明らかにすることにより定性的に予測した。
る影響	予測地域:トンネルの工事に係る水の濁りの影響を受けるおそれがある と認められる地域とした。
	予測地点:予測地域の内、公共用水域の分布状況を考慮し、トンネルの 工事に係る水の濁りの影響を適切に予測することができる地 点を設定した。
	予測時期:工事中とした。

## b) 予測結果

トンネルの工事に係る地山掘削に伴う地下水の湧出により発生し、トンネル坑口及び非常口(山岳部)から排水される濁水は、必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域の水の濁りの影響は小さいと予測する。

#### () 環境保全措置の検討

本事業では、計画の立案の段階において、「工事排水の適切な処理」について検討した。 さらに、事業者により実行可能な範囲内で、トンネルの工事による水の濁りに係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の内容を表 8-2-1-7 に示す。

表 8-2-1-7 環境保全措置 (トンネルの工事に係る水の濁り)

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は、濁水処理等の対策により、適切 に処理した上で排水することで、公共用水域への影響を低減 できることから、環境保全措置として採用する。
工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認する ことで、水質管理を徹底することができることから、環境保 全措置として採用する。
処理装置の点検・整備に よる性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。

トンネルの工事に伴い発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理 設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水す ることを前提としており、予測の不確実性は小さいこと、また採用した環境保全措置につ いても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく 事後調査は実施しないものとする。

## エ) 評価

### a) 評価の手法

評価項目	評価手法
<ul><li>・トンネルの工事に係</li></ul>	・回避又は低減に係る評価
る浮遊物質量 (SS)	事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解
による影響	を明らかにすることにより評価を行った。

## b) 評価結果

# ①回避又は低減に係る評価

本事業では、トンネルの工事に係る水の濁りの影響を低減させるため、表 8-2-1-7 に 示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減 が図られていると評価する。

# ウ. 工事施工ヤード及び工事用道路の設置

## 7) 予測

#### a) 予測項目等

予測項目	予測手法及び予測地域等
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置に	予測手法:配慮事項を明らかにすることにより定性的に予測した。
係る浮遊物質量 (SS) による影響	予測地域:工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁りの影響 を受けるおそれがあると認められる地域とした。
	予測地点:予測地域の内、公共用水域の分布状況を考慮し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁りの影響を適切に 予測することができる地点を設定した。
	予測時期:工事中とした。

#### b) 予測結果

工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る切土、盛土等による造成、作業構台等の設置による土地の改変に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、周辺公共水域への水の濁りの影響は小さいと予測する。

## () 環境保全措置

本事業では、計画の立案の段階において、「工事排水の適切な処理」について検討した。 さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による 水の濁りに係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-2-1-8 に示す環境保 全措置を実施する。

表 8-2-1-8 環境保全措置(工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁り)

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策に より、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域へ の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事に伴う改変区域を できる限り小さくする	適	工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認する ことで、水質管理を徹底することができることから、環境保 全措置として採用する。
処理装置の点検・整備に よる性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。

工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い発生する濁水は、沈砂池等による処理のほか、必要に応じ、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することを前提としており、予測の不確実性は小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

## エ) 評価

### a) 評価の手法

評価項目	評価手法
・工事施工ヤード及び 工事用道路の設置に 係る浮遊物質量(SS) による影響	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解 を明らかにすることにより評価を行った。

# b) 評価結果

#### ①回避又は低減に係る評価

本事業では、工事施工ヤードの設置に係る水の濁りの影響を低減させるため、表 8-2-1-8に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回 避又は低減が図られていると評価する。

# (2) 水の汚れ

# 1) 調査

# ア. 調査の基本的な手法

調査項目	調査手法及び調査地域等
・水素イオン濃度(pH) の状況、気象の状況、 自然由来の重金属等	文献調査:公共用水域の水質測定結果等の文献、資料を収集し、経年変化を把握するため過去5ヶ年分のデータを整理した。
の状況	現地調査:水素イオン濃度 (pH) の状況:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46年環境庁告示第59号)に定める測定方法に準拠した。
	調査地域:対象事業実施区域及びその周囲の内、山岳トンネル、非常口 (山岳部)、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変 電施設、保守基地を対象に切土工等又は既存の工作物の除去、 トンネルの工事に係る水の汚れの影響を受けるおそれがある と認められる公共用水域とした。
	調査地点:調査地域の内、公共用水域の分布状況等を考慮し、水素イオン濃度 (pH) の現況を適切に把握することができる地点とした。
	調査期間:低水時及び豊水時の2回

# イ. 調査結果

# 7) 文献調査

文献調査の結果を表 8-2-1-9 に示す。

表 8-2-1-9 文献調査結果 (水素イオン濃度 (pH))

地点	ルズ	2. 井田 小柱	測定	類型	3	加少百日		Š	測定年度		
番号	水系	公共用水域	地点	指定	ď	則定項目	H19	H20	H21	H22	H23
01		秋山川	秋山川		На	最小~最大	7.9∼	7.6∼	7.2∼	7.9~	7.8∼
01		水田川	流末		pn	取八、取八	8. 4	8. 1	8. 3	8. 3	8.2
02	相模川	相模川上流	大月橋	A	На	最小~最大	7.9∼	7.8∼	7.3∼	7.9∼	7.5∼
02	1日1天/11	1月1天/11 11 1/11	八八個	Λ	pn	取力、 取入	8. 3	8. 1	8.6	8. 5	9.0
03		大幡川	大幡川		На	最小~最大	7.4~	7.7∼	7.1∼	7.6∼	7.8∼
0.5		ノヘザ田ノコ	流末		pn	取力、 取入	7. 9	7. 9	8.0	8. 1	8.2
04		平等川	平等川	В	На	最小~最大	7.5∼	$7.7\sim$	7.5∼	7.4~	7.3∼
04		十分川	流末	Б	pm	取7、"取7、	8.6	8. 3	8. 1	8.4	8.6
05		濁川	濁川橋	С	На	最小~最大	7.0~	7.0~	7.0~	7.1~	7.0∼
05		倒川	倒川愉	C	рп	取小心取八	7. 7	7. 7	8.0	7.9	7.4
06		荒川	二川橋	В	На	最小~最大	7.1~	7.5∼	7.5∼	7.4~	7.3∼
00		下流	一ノ川間	Б	pn	取八、取八	9.4	9. 5	9. 3	8. 9	8.5
07		鎌田川	高室橋	В	На	最小~最大	7.0~	7.2∼	7.3∼	7.4~	7.2∼
07	富士川	郷田川	同王恂	Б	pn	取八、取八	7.8	7. 6	8. 1	7.8	7.9
08	苗エ川	鎌田川	鎌田川	В	На	最小~最大	7.6∼	7.7∼	7.5∼	7.5∼	7.6∼
00		郷 口 / 川	流末	Б	pn	取八、取八	8. 4	8. 2	8. 2	8. 4	8.2
09		笛吹川下流	桃林橋	A	На	最小~最大	7.1~	7.5∼	7.3∼	7.4~	7.3∼
09		田外川下伽	17071111111111111111111111111111111111	Α	pn	取八、取八	7.8	7.8	7. 7	7. 7	7.7
10		富士川	三郡西	A	рН	最小~最大	7.3∼	7.9∼	7.6∼	7.6∼	7.8∼
10		田上川	橋	Α	рп	取小。取八	9. 6	9. 6	8.8	9.5	8.5
11		滝沢川	新大橋	В	На	最小~最大	7.8∼	7.9∼	7.4~	7.9~	7.7~
11		他かたノロ	利八個	D	рп	取小心取八	9. 3	10.0	9.8	9. 7	8.9

資料:「やまなしの環境 平成20年度~平成24年度」(山梨県森林環境部環境総務課)

# () 現地調査

現地調査の結果を表 8-2-1-10 に示す。気象の状況を表 8-2-1-4 に示す。

表 8-2-1-10 現地調査結果 (水素イオン濃度 (pH))

地点番号	市町村	水系	対象公共用 水域	(p	オン濃度 H)	類型 指定
			#+ XP III	豊水時	低水時	
01	上野原市	相模川	安寺沢川	7.6	7. 9	A**
02	都留市		高川	8.2	8.3	A**
03	笛吹市		境川	8.0	8.6	A <sup>₩</sup>
04			笛吹川	8. 1	7. 7	A
05			濁川	7.4	7.4	С
06	甲府市		蛭沢川	8.2	7.6	A <sup>₩</sup>
07	中州川		荒川	8.6	8.5	В
08			流川	8. 1	8.3	В*
09			鎌田川	7.9	7.8	В
10			神明川	8.7	8.0	В*
11	中央市		山王川	8.8	7.6	Β**
12			常永川	9.0	7. 7	A <sup>₩</sup>
13	南アルプ	富士川	釜無川	8.2	7. 9	A
14			油川	7.4	8.5	В*
15			滝沢川	9.1	8.5	В
16	ス市		五明川	8. 1	7.6	В*
17			坪川	8.4	8.0	В*
18			旧利根川	8.4	8. 1	Β**
19	<b>卓1.111m</b>		戸川	8.5	8.4	A <sup>₩</sup>
20	富士川町		三枝川	8.4	8.2	A <sup>₩</sup>
21		,	小柳川	8.3	8. 1	A**
22			早川	8. 1	7.7	A**
23	早川町		内河内川	8.0	7.9	A <sup>₩</sup>

注1.※:類型指定のない河川は、合流する河川の類型指定を準用した。

## 2) 予測及び評価

#### ア. 切土工等又は既存の工作物の除去

#### 7) 予測

## a) 予測項目等

予測項目	予測手法及び予測地域等
・切土工等又は既存の 工作物の除去に係る	予測手法:配慮事項を明らかにすることにより定性的に予測した。
水素イオン濃度(pH) による影響	予測地域:切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れの影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
	予測地点:予測地域の内、公共用水域の分布状況を考慮し、切土工等又 は既存の工作物の除去に係る水の汚れの影響を適切に予測 することができる地点を設定した。
	予測時期:工事中とした。

## b) 予測結果

切土工等又は既存の工作物の除去に係る高架橋、橋梁、地上駅、変電施設及び保守基地の施工のコンクリート打設に伴い発生するアルカリ排水は、必要に応じ、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水する。

さらに公共用水域内での工事の実施においては、止水性の高い仮締切工及び水路等の切回し等により、アルカリ排水が河川に直接流れ込まない対策を実施し、必要に応じ、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域への水の汚れの影響は小さいと予測する。

### () 環境保全措置

本事業では、計画の立案の段階において、「工事排水の適切な処理」について検討した。 さらに、事業者により実行可能な範囲内で、切土工等又は既存の工作物の除去による水の 汚れに係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-2-1-11 に示す環境保全 措置を実施する。

表 8-2-1-11 環境保全措置(切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れ)

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事排水の適切な処理	適	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事に伴う改変区域 をできる限り小さく する	適	工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水 の汚れの発生を低減できることから、環境保全措置とし て採用する。
仮締切工の実施	適	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮締切工を行う ことにより、コンクリート打設により発生するアルカリ 排水の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の 汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置と して採用する。
水路等の切回しの実施	適	公共用水域内の工事に際し水路等の切回しを実施することにより、コンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の汚れに係る影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事排水の監視	適	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認 することで、水質管理を徹底することができることから、 環境保全措置として採用する。
処理装置の点検・整備 による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性 能維持により、工事排水の適正処理を徹底することがで きることから、環境保全措置として採用する。

切土工等又は既存の工作物の除去に伴い排出する水は、法令等に準拠し、必要に応じて排水基準に適合するよう処理することを前提としており、予測の不確実性は小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

## エ)評価

## a) 評価の手法

評価項目	評価手法	
・切土工等又は既存の 工作物の除去に係る 水素イオン濃度 (pH) による影響	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、」 を明らかにすることにより評価を行った。	見解

# b)評価結果

#### ①回避又は低減に係る評価

本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れの影響を低減させるため、 表 8-2-1-11 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内 で回避又は低減が図られていると評価する。

#### イ. トンネルの工事

#### 7) 予測

#### a) 予測項目等

予測項目	予測手法及び予測地域等
・トンネルの工事に係	予測手法:配慮事項を明らかにすることにより定性的に予測した。
る 水素 イオン 濃 度 (pH) による影響	予測地域:トンネルの工事に係る水の汚れの影響を受けるおそれがある と認められる地域とした。
	予測地点:予測地域の内、公共用水域の分布状況を考慮しトンネルの工事に係る水の汚れの影響を適切に予測することができる地点を設定した。
	予測時期:工事中とした。

#### b) 予測結果

トンネルの工事の実施に係る吹付コンクリートの施工等に伴い発生し、トンネル坑口及 び非常口(山岳部)から排水されるアルカリ排水は、発生水量を考慮した処理能力を備え た濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水 域へ排水することから、公共用水域への水の汚れの影響は小さいと予測する。

自然由来の重金属等は、「8-2-3 地下水の水質及び水位」及び「8-3-3 土壌汚染」に記載のとおり、対象事業実施区域及びその周囲において調査した結果、環境基準に適合しない自然由来の重金属等の存在が確認されなかったため、トンネルの工事に伴う公共用水域の水の汚れへの影響はないと予測する。

また、地下水の酸性化は、「8-2-3 地下水の水質及び水位」及び「8-3-3 土壌汚染」に記載のとおり、対象事業実施区域及びその周囲において調査した結果、酸性化による長期的な溶出可能性が認められなかったため、トンネルの工事に伴う公共用水域の水の汚れの影響はないと予測する。

# () 環境保全措置

本事業では、計画の立案の段階において、「工事排水の適切な処理」について検討した。 さらに、事業者により実行可能な範囲内で、トンネルの工事による水の汚れに係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 8-2-1-12 に示す環境保全措置を 実施する。

表 8-2-1-12 環境保全措置 (トンネルの工事に係る水の汚れ)

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事排水の適切な処理	適	工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水するすることで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事排水の監視	適	工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。
処理装置の点検・整備に よる性能維持	適	処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能 維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる ことから、環境保全措置として採用する。

トンネルの工事に伴い発生するアルカリ排水は、発生水量を考慮した処理能力を備えた 濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域 へ排水することを前提としており、予測の不確実性は小さいこと、また採用した環境保全 措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法 に基づく事後調査は実施しないものとする。

# エ)評価

# a) 評価の手法

評価項目	評価手法
・トンネルの工事に係	・回避又は低減に係る評価
る水素イオン濃度	事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見
(pH) による影響	解を明らかにすることにより評価を行った。

## b) 評価結果

## ①回避又は低減に係る評価

本事業では、トンネルの工事に係る水の汚れの影響を低減させるため、表 8-2-1-12 に 示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減 が図られていると評価する。